

もらえる・戻る お金の手続きチェックリスト

社会保険・雇用保険未加入／現在仕事をしていない方

妊娠中

□ 妊娠の届出

母子健康手帳と一緒に約14回分の妊娠健診の補助券(名称は各自治体によって異なります)を受け取ります。

□ 出産育児一時金の手続き

子ども一人につき、出産費用として42万円が加入している健康保険から支払われます。多胎児の場合は人数分、妊娠4ヶ月(85日)以降の流産や死産も支給の対象となります。
健康保険から直接産院に支払ってくれる制度で、退院時の支払いは42万円を差し引いた額となります。費用が42万円未満の場合は、申請をすれば差額を受け取ることができます。
支払いには直接支払制度と受取代理制度の2つの制度があるので、出産を予定している産院がどちらを採用しているのか、前もってチェックしておき、必要があれば申請しておきましょう。

□ 医療費控除の準備

生計を同一とする家族全員の1年間(1月~12月)の医療費が10万円(その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額の5%の金額)を超えた場合、確定申告することで所得税の一部が還付される場合があります。控除対象となる費用の領収書や健康保険からの「医療費のお知らせ」を大切に保管しておきましょう。

□ 高額療養費の申請

帝王切開、吸引分娩、鉗子分娩など、異常分娩とされる出産になった場合は、「治療」となるため医療費の分類となり、健康保険(3割負担)が適用されます。そして1ヶ月の医療費が自己負担上限額を超えた場合は制度の対象となり、超えた分の金額が健康保険から給付されます。

□ 児童手当の確認

出産後すぐ(15日以内)に手続きを行うため、自分の住んでいる地域の児童手当の手続き方法について確認しておきましょう。

□ 乳幼児医療費助成の確認

自分の住んでいる地域の制度内容や、手続きに必要なものを確認しておきましょう。

□ 出生届の準備

医師または助産師に、出生証明書および母子健康手帳に記載してもらいましょう。産院でしか記載できないので、忘れないようにしましょう。

社会保険・雇用保険に未加入、または現在仕事をしていない方が申請してもらえるお金には、
妊娠健診費の助成 **出産育児一時金** **児童手当** **乳幼児の医療費助成** **医療費控除** **高額療養費**
があります。

*パートタイマーやアルバイトで働いていて、勤務先で社会保険・雇用保険に加入している場合は、他のお金がもらえるかもしれません。
勤務先に確認するか、給与明細でもチェックできるので、調べてみてください。

産後

□ 出生届の提出

自分の住んでいる地域で、出生日を含めて14日以内に行う必要があります。

□ 赤ちゃんの健康保険加入手続き

□ 出産育児一時金の手続き(申請を行った方)

分娩費用と出産育児一時金(42万円)の差額を清算します。
分娩費用が42万円を超過した場合は超過分を産院で支払います。下回った場合は加入している健康保険へ申請を行うと差額を受け取ることができます。

□ 出産育児一時金の手続き(申請を行っていない方)

産院に直接分娩費用を支払い、出産後すぐ加入している健康保険に申請をしましょう(期限は、出産翌日から2年以内です)。

*一定の産院は40万4千円です。加入している健康保険組合によっては、さらに上乗せの給付がある場合があります。

□ 児童手当の申請

出産後すぐ(15日以内)、自分の住んでいる地域で行います。出生届と同時に行うと安心です。

□ 乳幼児医療費助成の申請

赤ちゃんの健康保険加入後に申請します。乳幼児医療証を交付してもらいましょう(保険証が届く前でも申請できる自治体もあります)。

□ 出産祝い金の申請

自治体によっては、申請すると出産祝い金を受け取れることがあります(多くの場合、申請できる期間は出産後1年以内です)。その他にも子育て支援として、助成券やクーポンを発行している自治体もあるため、確認してみましょう。

□ 確定申告(医療費控除)

例年2月16日~3月15日を目安に、年によって申告時期が定められます。還付のみなら2月14日以前でも可能です。

*ご自身で加入中の保険の内容も確認してみましょう。